

平成 24 年 7 月

公共職業訓練期間中の雇用保険の基本手当

【質問】

現在、雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を受給しながら再就職活動をしています。給付日数は 90 日のうち残日数 30 日となりました。再就職にあたって今までしていた会計について詳しく勉強したいと思い、**公共職業訓練**の 3 か月コースに応募してみようと思っています。ただ訓練期間中に基本手当が終了した後は無収入になるため不安もあります。

【答え】

公共職業訓練とは、求職者が早く就職できるよう就職に必要な知識や技能、技術を身につけるために国と県が行っている職業訓練です。受講料は無料ですが、教材費等は実費負担です。職業訓練を受けるためにはハローワークでの受講指示または受講推薦を受けることが必要です。そして職業訓練施設での選考(面接、職業適性検査等)に合格した方が訓練を受講できます。

雇用保険の基本手当（失業給付）を受給中の方が公共職業訓練を受講した場合、たとえ受講途中で所定給付日数が終了したとしても、基本手当の支給は訓練終了まで（最長 2 年）延長されます（**訓練延長給付**）。ただし、**訓練開始日に所定給付日数を一定以上残した状態**でないと訓練延長給付は支給されません。

所定給付日数	訓練開始日の支給残日数	所定給付日数	訓練開始日の支給残日数
90日	1日以上	240日	81日以上
120日	1日以上	270日	91日以上
150日	31日以上	300日	101日以上
180日	61日以上	330日	111日以上
210日	71日以上		

今回の場合、所定給付日数が 90 日ですから訓練開始日に 1 日以上の残日数であれば訓練期間中は支給延長されます。

また、公共職業訓練に通っている期間中は基本手当に加えて受講手当、通所手当、寄宿手当が支給されます。

- 受講手当・・・訓練を受けた日につき支給
- 通所手当・・・訓練施設への通所のための交通費
- 寄宿手当・・・扶養同居親族と別居して寄宿する場合に支給

訓練コースごとに募集期間、訓練期間がありますので事前に延長の対象となるかご確認ください。また、基本手当の受給資格のない人でも、ハローワークの受講推薦が受けられる場合がありますので、詳しくは最寄のハローワークにご相談下さい。

【ワンポイントアドバイス】

失業給付（基本手当）の支給延長は、訓練開始日の支給残日数が POINT !